

## 令和7年度第2回川崎市情報公開運営審議会 会議録

### 1 会議名

川崎市情報公開運営審議会

### 2 開催日時

令和8年3月24日（火） 14時00分～15時30分

### 3 開催場所

川崎市役所本庁舎3階302会議室

### 4 出席者

#### （1）委員（五十音順）

阿部信和委員

上杉康之委員

及川伸子委員

嘉藤 亮委員

高本雅通委員

佐藤仁美委員

清水 愛委員

中島和正委員

花田経子委員（オンライン参加）

早川和宏委員

村上佳子委員

山本龍彦委員（オンライン参加）

吉倉大輔委員

※石山一可委員・富田千鶴委員は欠席

#### （2）事務局

大村 誠 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部部長

森 博臣 同部行政情報課長

伊藤卓巳 同部行政情報課担当課長（情報公開担当）

桐生真由美 同部行政情報課課長補佐（情報公開担当）

### 5 議題及び会議の公開又は非公開の別

（1）川崎市情報公開運営審議会会長・副会長の選任について（公開）

（2）特定個人情報保護評価点検委員会委員の指名について（公開）

- (3) 諮問第244号 職員の氏名の開示の在り方について（公開）
- (4) 諮問第245号 大量開示請求等への対応の在り方について（公開）

6 傍聴人の数  
0人

7 発言の内容  
別紙のとおり

## 1 川崎市情報公開運営審議会会長・副会長の選任について

### 伊藤担当課長

令和7年度第2回川崎市情報公開運営審議会を開催いたします。委員改選後、初めての開催であり、会長が選任されておられませんので、会長選任までの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

本日は、委員15名のうち、13名に御出席いただいております。定足数である過半数を満たしますので、会議は成立しております。また、これ以降、公開会議として傍聴を許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

まず、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、時間の関係もございますので、お名前と所属、市民公募委員の方はその旨といった範囲でお話いただければと思います。

はじめに、会議場にいらっしゃる委員からお願いします。

(各委員挨拶)

### 伊藤担当課長

ありがとうございました。

次に、オンラインで参加されている委員をお願いしたいと思います。まずは花田委員からお願いします。

(各委員挨拶)

### 伊藤担当課長

ありがとうございました。

次に、この審議会の運営を務めさせていただきます事務局の紹介をさせていただきます。

コンプライアンス推進・行政情報管理部長の大村でございます。

行政情報課長の森でございます。

私は、行政情報課担当課長の伊藤でございます。

同じく行政情報課課長補佐の桐生でございます。

以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。

お手元の配付資料を確認させていただきたいと存じます。まず、本日の資料でございますが、上から議事次第、次に座席表、委員名簿、条例などを抜粋した資料がございます。

それから、本日の審議事項である、「特定個人情報保護評価点検委員会委員の指名について」の資料が3枚、諮問第244号の資料が6枚、諮問第245号の資料が20枚、諮問共通資料が5枚となります。

以上が、本日の資料となりますが、もし不足しているものがありましたら、適宜教えていただければと思います。

では、議題（1）川崎市情報公開運営審議会会長・副会長の選任に入りたいと思います。

この審議会では、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定めるとしております。

会長・副会長は、会議の進行を行うとともに、各諮問事項、ともに法的な検討点もある難しい問題ですが、それらに関する皆様の御意見を集約し、最終的に答申としてまとめる重責を担うこととなります。

推薦などを含めまして、御意見等をいただければと存じます。

#### **佐藤委員**

前回まで副会長として会長を支えていただいた村上委員に、会長をお願いしたいと思います。

#### **伊藤担当課長**

いま、佐藤委員から会長への御推薦の発言がありましたが、村上委員、いかがでしょうか。

#### **村上委員**

御推薦いただき、大変光栄です。今回の諮問事項、法的な検討もあり非常に難しいものですので、もし、会長職をお引き受けする場合には、嘉藤委員に副会長をお引き受けいただけると大変心強いのですが、いかがでしょうか。

#### **伊藤担当課長**

副会長への御推薦の発言がありましたが、嘉藤委員、いかがでしょうか。

#### **嘉藤委員**

御推薦いただき大変光栄です。今回、諮問いただいたものは、現在、委員を務めている市の別の会議でも議論となったものもありますので、お引き受

けしたいと思います。

### 伊藤担当課長

ただいま、会長に村上委員、副会長には嘉藤委員との御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

よろしいでしょうか。「異議なし」とのことですので、会長を村上委員、副会長を嘉藤委員にお願いすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、村上委員、嘉藤委員におかれましては、会長席、副会長席への移動をお願いいたします。

それでは村上会長、嘉藤副会長から、一言御挨拶をお願いいたします。

(挨拶)

### 伊藤担当課長

ありがとうございました。それでは、ここからは村上会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2 特定個人情報保護評価点検委員会委員の指名について

### 村上会長

それでは、議題(2)の「特定個人情報保護評価点検委員会委員の指名について」にまいります。

特定個人情報保護評価点検委員会とは、条例などの定めにより、いわゆる番号法に定める特定個人情報保護評価に関する審議を行う小委員会のことですが、お手元にございます、平成26年10月の当審議会における「番号法の成立に伴う川崎市個人情報保護制度のあり方に係る答申」において、個人情報の保護及び情報システムに知見を有する委員で構成することとされています。

点検委員会の委員につきましては、審議会規則で、会長が審議会に諮り指名するとなっておりますので、私から指名をさせていただきたいと思います。

点検委員会で全てを決定することから、会長と副会長は入ることとし、個

個人情報の保護及び情報システムに関する御見識等を考慮し、早川委員、山本委員、花田委員のお三方にお入りいただきまして、合計5名で進めていきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

何か御質問や御意見がありましたらどうぞ。

(異議なしと発言あり)

それでは、御了承いただいたということで、次の議題(3)の審議事項に入ります。

### 3 諮問第244号 職員の氏名の開示の在り方について

#### 村上会長

議事次第にありますとおり、今回、市長から2件の諮問をいただいております。まず、諮問第244号「職員の氏名の開示の在り方について」、事務局から概要の説明をお願いします。

#### 伊藤担当課長

諮問第244号「職員の氏名の開示の在り方について」御説明させていただきますので、諮問第244号の資料の2ページを御覧ください。

まず、諮問第245号とも関係しますが、公文書の公開制度の概要について、最初に御説明させていただきます。

項番1、公文書開示請求制度は、誰でも川崎市の管理する公文書の開示を請求することができる制度でございます。

項番2の制度概要ですが、公文書開示請求がなされた場合、原則として開示となります。一方で、資料2ページ下段の四角で囲っている部分に記載した不開示事由に該当する部分は、不開示となります。

四角で囲っている部分の1のとおり、公務員等の氏名は、個人情報ではありますが、不開示とすることは原則としてできません。

なお、公文書開示請求は、その理由を問いません。よって、趣味であれ、営利目的であれ、問題はありませぬ。

次に、資料3ページを御覧ください。保有個人情報開示請求制度の概要について御説明させていただきます。

まず、項番1の制度趣旨ですが、保有個人情報開示請求制度は、自身の情報の開示を求める制度となります。さきほどの公文書開示請求制度は、自身の情報であれ、それが個人情報である場合は不開示となりますが、保有個人

情報開示請求制度は、自身の個人情報記録された公文書の開示を可能とするものです。

次に項番2ですが、保有個人情報開示請求がなされた場合は、原則として開示となりますが、資料3ページ下段の四角で囲っている部分に記載した不開示事由に該当する部分は、不開示となります。

なお、四角で囲っている部分の2に記載のとおり、公務員等の氏名を不開示とすることは原則としてできません。個人情報の保護に関する法律では公務員等の氏名は原則不開示となっていますが、その特例として、本市条例で規定しているものです。

次に、資料4ページを御覧ください。職員の氏名の開示の在り方について御説明させていただきます。

項番1ですが、さきほど御説明したとおり、個人情報は不開示情報である一方で、「公務員等の氏名」は開示となっています。

これは、行政の説明責任の観点から、開示するものです。

また、本市における保有個人情報開示請求でも、公文書開示請求との平衡化を図るため、条例において「公務員等の氏名」を開示情報としています。

項番2ですが、本市においては、公務員に対する誹謗中傷などの行為が確認されており、職員の氏名の開示を求め公文書開示請求が関係した事例もございます。

まず、滞納処分を行った職員に対する過剰な抗議や誹謗中傷、いやがらせですが、これは関係職員が異動した後も異動先で継続している案件であり、先月、偽計業務妨害で逮捕されております。

また、市営バスの運行について、その運転手に対する過剰な抗議も確認され、これも、運転手の氏名の開示請求がなされております。

一方、令和7年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、カスタマーハラスメント対策について事業主には雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられております。

資料5ページを御覧ください。

項番3は、氏名を公表することにより、誹謗中傷・報復・逆恨みのリスクが想定される業務の一例でございます。

次に項番4は、国などの状況でございます。大きく、開示とするもの、不開示としつつ慣行として開示しているものは開示とするもの、開示としつつ権利利益を害する場合は不開示とするもの、との3パターンに区分できます。

資料6ページを御覧ください。項番5は、委員の皆様にご覧いただきたい主な検討点を挙げさせていただきました。

(1)でございますが、大きな論点として、職員の氏名の開示の在り方でございます。なお、ここでいう「職員」とは、情報公開条例に定めるとおり、

川崎市職員だけではなく、公文書に記録されている国家公務員、地方公務員などのほか、指定管理者の職員をいいます。

(2) ですが、仮に職員の氏名を不開示とする場合、その不開示とする基準についてでございます。

(3) ですが、仮に職員の氏名を不開示とした場合でも、職名を開示すれば個人が特定されるおそれがありますので、その在り方についてでございます。

(4) ですが、仮に職員の氏名を不開示とした場合、条例改正を行うべきか、あるいは、既存の条項の解釈を変更し対応するか、でございます。

最後に(5) ですが、保有個人情報開示請求についても、同様に御検討いただければと存じます。

諮問第244号について、事務局からの説明は以上でございます。

#### 村上会長

ただ今、説明いただきました諮問事項について、御意見や御提案、あるいは、質問など、委員の皆様、いかがでしょうか。

#### 高本委員

ちょっと確認なんですけど、今日諮問をされて、ここである程度議論して、それを市長に答申する。何かそうなったところは、条例だったら理解がある、いろいろあると思うんですけど、何か、この先の想定されるスケジュールみたいなものがあれば教えていただきたい。

#### 伊藤担当課長

分かりました。今、条例とお話ししたとおり、答申の内容におきましては、条例改正という部分も視野に入れております。そして条例改正をするに当たっては議会の議決が必要となってくると。なお、本市では、条例改正する上でパブリックコメントというのを行うという決まりがございます。

したがって、仮に年度内という目安とするのであれば、この会議で御検討、調査いただいて、できれば上半期ぐらいまでに答申ということでまとめていただけると、とても助かるなというふうに考えています。

#### 高本委員

そうすると、一度で終わらせずに、何回かやるということですか。

#### 伊藤担当課長

そのとおりでございます。今回はあくまで説明であって、あくまで導入でございます。ここから何回か、御検討を重ねていただいて、最終的に答申を行っていただければというふうに考えております。

#### 高本委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 伊藤担当課長

今日必ず結論を出していただけたらというものではございません。

#### 村上会長

ほかにございますか。

#### 佐藤委員

質問なんですけど、4ページ目の資料自体は2のところですね。「本市においては次の事例が生じており」のところを例を御説明いただいたんですけど、これは結局、件数というか、何を一件とするのかによるのかもしれないんですけど、どれぐらいの割合でというか、こういう問題が起きているんですか。

#### 伊藤担当課長

割合というと、そんなに多くは、高くはないのかなと思います。ただ最近、そうですね、そういった公務員に対する誹謗中傷が問題になっておりますし、5ページ目ですかね。5ページ目の資料、3の(1)から(6)につきましては、本諮問に当たりまして、庁内調査を先にいたしまして、法令に基づく業務について、職員の方が不安に感じているものがあるのか。やっぱり職員側に不安ですよ。誹謗中傷のおそれがあると感じているものをピックアップさせていただきまして、その中では実際につきまといとか、そういった案件がございます。

したがって、割合としてはそんなに高くはないとは思いますが、ないわけではないというところでございます。

#### 佐藤委員

ありがとうございます。

#### 吉倉委員

今の件で、それを定量的に出していただける、次回は可能でしょうか。

### 伊藤担当課長

割合等を出すのは、ちょっと厳しいのかなと思っています。

### 吉倉委員

厳しいとおっしゃるのは。

### 伊藤担当課長

まず件数を各部署でどこまでカウントしていたのかという問題はあると思いますし、今回、この庁内調査でいただいたのは、法令に基づく業務だけですので、全ての業務がとなると時間はかかるとは思います。その中で全件調査はちょっと時間はかかるかなという。

### 吉倉委員

だけど、定量的に言われないと、御質問されたとおり、どう判断すればいいのか全然分からなくて、そんなに件数は多くないですという状態で御意見をと言われても分からない。

### 伊藤担当課長

おっしゃるとおりだと思います。一方で、これは予防策という面もございませぬので、誹謗中傷が、そういったものが実際発生している事例がある中で、もっと数が多いとできないということではなく、予防策としては十分なのかなというふうなところですね。生じてから対策を講じてもちよつと間に合わぬところがございませぬので。

### 吉倉委員

出せないということは、理解はできました。

### 上杉委員

いいですか。4ページの2の(1)のアが何だかよく分かりませぬ。滞納処分を行ったという意味が分かりませぬ。

### 伊藤担当課長

市がいろいろ税とか、いろいろ保険料とか徴収をしておりますが、支払っていませぬ方がいらしていただわけですね。支払っていませぬ方に対して、法的措置ということで滞納処分を行ったところ、それはおかしいということで、課長が抗議を受けた案件です。

上杉委員

何がおかしいんですか。

伊藤担当課長

滞納処分は、本人はおかしいというところですね。

上杉委員

滞納処分をしちゃいけないと言っているわけですか。

伊藤担当課長

御本人は。

上杉委員

本人の話なんだ。

伊藤担当課長

そうです。

上杉委員

本人か。

村上会長

滞納処分を講じられた本人が、その職員に対して憤って、数々の嫌がらせをしているという、そういう事象だと思います。

上杉委員

そんな人いるんだ。

伊藤担当課長

います。

上杉委員

考えられない。

伊藤担当課長

実際この中で……。

## 上杉委員

要はね、悪いことしたやつが冗談じゃないよというわけだよ。単純にいうとね。

ちょっとこれ、個人的な攻撃と受け止めているのかな、もしかしたらね。よくあるのは、さい銭泥棒で、写真で映るじゃないですか。動画で。そうすると顔が映らないので、顔が映っていないんだよ。実際にはあんなのおかしいじゃないですか。悪いことをしているんだから、映して当然だと思うんだよ。それと同じように、警察官が捕まえるじゃないですか。それも映していないよね、顔を。ところが警察官は映しているんです。それっておかしくない。逆じゃん。あの人、警察官とみんな分かっているんです。

そんなようなことなんでね、単純にいうと。世の中がおかしいんだよ。そういうことを認める。

## 村上会長

川崎市の条例では開示請求をした場合には、職員の氏名も開示の請求ができる構成になっていますので、そのままよいのかどうかを、この会で審議していくという場になっております。

ほかに御質問、早川先生、お願いします。

## 早川委員

5 ページ目の下のほうの4で、他都市のケースをまとめていただいております。川崎市の情報公開条例の制定が平成13年ということなので、国の情報公開法よりも後だと思うんですが、そうすると国のほうは②となっていて、氏名は不開示、慣行として開示しているものは開示ということになっていて、それを川崎市は変えられたわけですよ、あえて。

国の情報公開法の案は既に公表されている段階で条例をつくられていると思うので、それよりももっと先進的というか、進まれた形で、公務員等の氏名を公開なんだという形だと思うんですけど、そのときに今回のような状況を想定できていたのか、いないのか。あるいはその国よりも進めることについて、どういった意図があったのかということをお紹介いただければと思います。

## 伊藤担当課長

情報公開条例は一度全部改正されていまして、昭和60年ぐらいにできた条例がベースとなっているのではないかというふうに記憶しております。そのときに恐らく同じにしたのかなという。当然国に合わせてという部分もある

ろうかと思いますが、かえって合理的ではないという場合には、継続する選択肢もあったのではと記憶はしております。

#### 早川委員

ありがとうございます。確かに情報公開条例なんかが全国でできたとき、国が追いかけるわけなんですけれども、この説明責任という考え方からすれば、公務員が公務としてやっているんだから、その人が誰なのかというの分かるようにするべきだという考え方が一方ではあったというのはとてもよく理解できます。

ただ、もう一方で、今日お示しいただいたような事例、これはもう川崎市だけではなくて、個人的に公務員に対して攻撃をするというのは、他都市でも多数出てきているところがございますので、そういうものとのバランスをどう取っていくのかというところになりますね。ありがとうございます。

#### 伊藤担当課長

若干補足させていただきますと、全ての業務についてこういうのはなかなか開示ということは考えていなくて、特定の業務、一定の基準を満たしたもののだけをしてみたらどうかという御提案をさせていただいているところではございます。

#### 村上会長

ありがとうございます。ほかにございますか。

#### 高本委員

よろしいですか。今回は、行政として基準を提案した、つまり、この部分の業務に関しては非開示にするんだよという考え方を提案したという認識を持っていると受け止めればよろしいですか。

#### 伊藤担当課長

本日は、その点は発しておりません。まずは、5の(1)、そこの、今日ここで議論をお願いしたいことというのは、この(1)の大まかな方向性ですか、こちらをある程度、もし決まれば具体的な基準、こちらの案件の案も含めて……。

#### 高本委員

今は、このやる、やらないを決めるということですよ。

## 伊藤担当課長

そのとおりです。

## 村上会長

ほかに御質問、御提案などがある方はいらっしゃいますでしょうか。

## 佐藤委員

すみません。6ページ目の主な検討点の中の(1)の現状のとおりとするかどうかというところなんですけど、この現状というのが、私からするとア「現状のとおりとする」とイ「原則開示とし、例外的に不開示とする」の区別がつかないです。イの例外的に不開示とすべき場合というのは、アの現状よりもさらに進めるという理解ということですかね。

## 伊藤担当課長

現状は本市の情報公開条例では不開示事由が6号立てで規定されております。ほかの事由で個人の氏名を不開示する事例は実はあるにはあります。

例えば、採用試験の面接官1名とか、その氏名を開示してしまうと、採用試験自体がもう成り立たなくなるということもございます。事務事業支障と呼んでおりますが、そういったものはございますが、現状こちらの解釈では、事務事業支障では、職員を含め全て不開示にすることは難しい部分と解釈しております。ほかの不開示に該当すればいいんですけども、不開示に該当しなければ開示するという仕組みに現時点ではなっているという考えです。

## 高本委員

今のが分かりにくかったんですけど、要するに今の運用では足りないから、不開示できるものも新たに決めたいんだという、そういう。

## 伊藤担当課長

そうですね。公務員の氏名だから不開示という視点ではございませんので、そこを増やしていこうかというふうに考えております。

## 高本委員

今の運用だとそこまでは非開示にできないというつくりになっている。

## 伊藤担当課長

そうですね。そういうことです。

## 村上会長

早川委員の御指摘に加えての私からの御質問ですが、個人情報保護法が施行されたときに、5条で地方公共団体の責務として、基本的に個人情報保護法の考えに従って、地方公共の政治をやりなさいというような定めがありまして、具体的に個人情報保護法の78条で、保有個人情報の開示義務として非開示とすべき事由なども列挙されているんですが、そこでは、公務員の氏名は外れていて、公務員の職までにとどまっていますが、法律が施行された後でも、特に条例の改正については、議論がなされてこなかったという理解でよろしいでしょうか。

## 伊藤担当課長

個人情報保護法がそういった施行をされた際に、こちらでは市の個人情報保護法施行条例というのを策定しまして、その中で、法の特例として公務員の氏名は開示というふうにしておりますが、情報公開条例との平衡を図ったものであって、ものすごく深く掘り下げて検討したかということ、そこまで至らなかったというのが現状ではございます。

## 村上会長

なるほど、よく分かりました。ありがとうございます。

ほかに御質問や御提案のある方はいらっしゃいますでしょうか。

早川委員、お願いします。

## 早川委員

どこまでお話をしているのかがちょっと分かりかねていて、例えば、行政法学者としての個人的見解を持ち合わせてはいるんですけども、これを先に出してしまうと、何か誘導しているみたいで嫌だなとか、その温度感が今分からずに、とても悩んでいるんですが、その点はどうなんでしょうか。

## 村上会長

委員として専門的な知見をここで述べていただくというミッションになっていただいていると思いますので、十分に御発言をいただければと思います。

## 早川委員

そうですか。ありがとうございます。

何か言えそうなところを先に言ってしまうかと思いますがけれども、主な検討点として6ページ目で挙げていただいている内容は、確かに論点として

はそうなるかなと思います。

まず（１）の職員の氏名の開示の在り方についてということですが、今ほど伺った説明からいくと、旧情報公開条例であったところを全面改正の段階で、特に細かな検討をすることなく入れました。今の情報公開条例に合わせる形で、個人情報保護法ができたときにも情報を入れていきますということになると、今のこの氏名を出すということについて、どの程度の熱意というか意義が、今も継続しているのかという点は、ちょっと薄くなっているのかなという気がいたします。

また現状、幾つか問題が発生しているというのは、先ほどお聞きしたとおりでありますので、職員の氏名であるから全面的に開示という時代ではなくなりつつあるのかなというふうに思います。カスハラのお話もしていただきましたように、東京都が条例を定めたりとかというようになちよっと行き過ぎた個人攻撃なども現実には発生していると。職員の安全安心という観点からいきましても、全面開示というのはちよっと行き過ぎなのかもしれないという気がしています。

次の段階で、どこまでかというお話になるんですけども、国の場合は（１）のウの形を取っているわけなんですけれども、これは例えば職員録であるとか、あるいは教員なんかであれば、人事異動なんかは新聞に報道されたりするわけですよ。一定の職にあった、一定の階級にあたりする方については、これは職務として仕事をしているというのが一番強いので、一般の国民であったり、市民の方々に氏名も含めて知らせるという慣行があった。ただ、例えば窓口の職員の方は、本人が意思決定をできているかという、課長とかが意思決定するので、結局窓口にいる方というのは表面に出ていますけれども、その人の責任かと言われると、ちょっとやっぱり薄くはなるわけですよ。ということを考えていくと、説明責任という観点からいっても、一定の役職以上の方に限るとというのが一つの考え方としては妥当になるのかなと思っています。

その場合、（２）開示・不開示とする基準のところなんですけど、今ほどお話ししたように、一定の役職以上になると思いますが、一定の重要な役職については一般的には公表慣行があって、例えば局長クラスであるとか、課長クラスなどについては、恐らく人事異動のときに氏名公表とかもされているのではないかなと。あるいは自治体によっては職員録みたいなものを刊行しているケースもあたりするので、そこに出ているかどうかということのも価値判断の一つに入ると思います。

（３）で、不開示とする範囲で氏名のみか、職も含めるかですが、これは先ほど会長がおっしゃっていただいたように、個人情報保護法とのバランスを考えますと、職まで閉じるというのは、逆に狭め過ぎることになる

うかと思しますので、場合によって不開示とする、あるいは原則不開示とするのは氏名のみということによろしいと思います。

(4) のところにつきましては、確かに先ほど採用試験のときの試験官というようなお話であれば、8条4号の事務事業への支障、誰が試験官になるのかという情報公開請求して先に分かっているならば、手を回すという変な人もいるかもしれないということで、それが不開示にできるのは分かりますけれども、あと公共の安全に関する場合もあり得ると思いますが、これ、いずれにつきましても、その蓋然性ですよ。何らかのおそれが発生する蓋然性がある程度認められる場合でないといふ公開にはできないと。

なぜならば、ここで何となく事務事業への支障がありそうだよねとか、公共の安全に不安があるよねということでは非公開にできますとしてしまうと、非公開の範囲を幾らでも広げることができるんですよ。という考え方からいくと、ここの部分を広げていくというのは、かえって危なくなるのかなと。現状で言えば、高度の蓋然性などを要求するというのは、そこを狭めるという考え方になるんですよ。その狭めるという考え方は、絶対これは維持をしたほうがいいと思いますので、この中で公務員の氏名を読み込んでいくというのは、明らかに該当するケースを除いては難しいと思います。

というふうな感じでいくと、(1) のウのところの国に倣ったような形というのが、私の感覚ではバランスがいいのかなと思っておりますということです。

すみません、好き勝手に申しましたが、以上です。

## 村上会長

いえ、早川委員、御意見をありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

## 上杉委員

一般論ですけど、行き過ぎた個人攻撃ですか。どこまでが行き過ぎているのか、ちょっとその辺が理解しかねているんですね。どこまでですかね。

例えば、バスの運転手がちょっと急ブレーキをかけ過ぎると。それに対して何月何日に乗ったバスの運転手は、何回も急ブレーキをかけているよというのは、行き過ぎているんですかね。それとも一応上司に伝えて、改めさせる部分なのかしら。

## 村上会長

社会的に許容される範囲と、そうでない範囲があると思っていて、今おっしゃった事例では、たった1回の指摘であれば、社会的に許容される事例と

思われますが、特定の運転手に向けて繰り返しバスに乗るたび、もしくはもう叱責するためだけにバスに乗車しているといったような場合に、果たしてそれが社会的に許容されるかという点、難しいところではないかと思っています。社会的に許容されないと個人的には思っています。

そういった社会的に許容されるのか、されないのかといった基準がいいのかは分かりませんが、どれがよくて、どれが認められないのかといったような基準も考えていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

では、中島委員、お願いします。

#### 中島委員

さっきの氏名のみか職も含めるかという点なんですけれども、例えば川崎市でも職員録が出ていると思うんですけれども、出ていますよね。

#### 伊藤担当課長

現在は販売をしております。

#### 中島委員

誰でも見えるような状態なんですね。そこはどのレベルの人まで出ていくんですか。全職員が出ていくわけですか。

#### 伊藤担当課長

全職員ですね。

#### 中島委員

全職員なんですね。じゃあ役職が分かれば、氏名を特定できる可能性が高いということですね。

#### 伊藤担当課長

どこの誰がどの職場にいるかは特定できると思いますが、一方で、いかなる決定に誰が携わったかは分かりません。

#### 中島委員

でも何とか課長と言えば、伊藤課長しかいない。

#### 伊藤担当課長

若干補足させていただきますと、管理職以上の異動情報はホームページで

公表しております。管理職以上です。

## 中島委員

職員録などにより、役職で氏名が分かるとすると、役職を開示すれば、氏名も開示したことと同じことになると思います。

## 伊藤担当課長

若干補足させていただきますと、5ページの項番3番のところをちょっと見ていただきたいんですが、3(2)、(1)のDVですとか、児童相談所の一時保護業務で一番おそれているのが報復なんですけど、やはり職員の氏名というよりも、むしろ誰がどの案件に関わったか、あるいはケース診断会議でどんな判定を誰がしたかというところなんですね。なので、仮に職員録などで公開されたとしても、この発言は多分いろんな会議録があると思いますよね。誰々さんが発言をしましたということは分かるのが一番怖いというところでございます。

したがって、仮に職員録が全職員、名前が掲載されているかということですよ。それだけで何か特定されたかということ、必ずしもそうではなくて、誰がどの案件に関わりがあるのか特定されること、現場の職員はそれをおそれているというところですね。

児童相談所なんか、いろんな記録があります。庁内で検討した会議録が多々ありまして、まさに自由闊達な議論をした上で、この児童を保護するか決定しているわけですが、これが全部出てしまうと、親から見るとこんな発言は許せないというのは若干今までも問題となっておりまして、公務員の職員の氏名が出ているから、全部を開示ということには多分ならないのかなというふうに考えています。

## 村上会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
どうぞ。

## 高本委員

意見というかまた補足なんですけども。

すみません、いろいろ勉強になりました。ありがとうございます。情報公開って、行政の透明性を担保するすごい大事な制度で、現状の運用というのはすごいいい部分があるんだろうと思います。

ただ、先ほどネットの話がありましたが、新聞社も非常にさらされてはいるんですけど、やっぱり社会が変容しちゃってきているので、公務員の方の

安全を考えていく必要性もすごく分かります。

ただ、私もずっと取材現場に行って、行政の方を取材させてもらって、確かに先ほど先生がおっしゃったように、何となく隠す、身内をかばいあうというのは、習性としてやっぱりある、行政組織にはあると思うんですね。だから相当限定的にやらないと、透明性とかも損なわれてしまう、公権力がどう行使されたか、どういうふうに意思決定に至ったのかというのも検証できなくなっちゃうというのは非常に怖いかなというのもあります。

一方では、先ほど児相の親子分離などのお話をされていたんですけど、確かに過酷な現場の案件によっては、職員名を出すべきじゃないということもわかります。だから役職で判断するというよりも、やっぱり案件ごとなんだろうと思います。非常に難しいこういう案件だから、これは職員の方の名前を出さないんですよということが、市民の方、社会にもしっかりと理解してもらえるような状況を作った上で、非開示にするというような環境をつくらないといけないかなという感じはします。

だから、役職によって判断するか否かでいうと、昔、ある自治体の不祥事を取材していて、課長さんや部長さんじゃなくて、問題人物が組合の方もいるわけです。長く組合活動をしていた方が、役所の中で絶大な権力を持っている人がいて、その人がその何件かの不祥事に関わっていたという、そういうのがあったんですね。

だから川崎市さんはないと思うんですけど、役職云々で非開示を判断するというよりも、やっぱり案件ごとに、開示・不開示の基準を示して、その案件に該当するから不開示を決めたほうがいいのかなど。まだこれから先生方も御意見がいっぱい多分あると思うので、勉強させてもらいながら、僕も一緒に考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 村上会長

ありがとうございます。会場で御意見、御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

## 吉倉委員

今のお話の流れですと、割と不開示にしたいみたいな議論に流れるかなとは思っていますけれども、そうすると、今まで開示されたものが使えなくなります。その場合、例えば、今まで見えてきたものが黒塗りの資料をお返しすることになりますと、そうすると逆にそれが炎上したり訴えられたり、そういうリスクが出てくると思います。そこら辺は何か考えておられますでしょうか。

**伊藤担当課長**

不開示になりますと、不服をされる方はいらっしゃるかと思いますが、少なくともそれをもって、職員個人に対する誹謗中傷と直結することはないと思います。組織的な苦情であれば、組織で対応いたしますが、問題としては個人に対する誹謗中傷ですので、そこを防ぐことが、まずは大事なかなというふうには。

**吉倉委員**

個人の攻撃は防ぎたいと。それは組織として役所として対応していくんだと、そういう決意をほぼされているというか。

**伊藤担当課長**

そのとおりです。

**吉倉委員**

安心しました。

**村上会長**

ありがとうございます。ほかにもございますか。

オンラインで参加されている方で御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**花田委員**

1点、よろしいでしょうか。

**村上会長**

はい、どうぞ、お願いします。

**花田委員**

すみません。オンラインから失礼します。1点、申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

**村上会長**

お願いします。

**花田委員**

本市の市への請求の濫用と認められるというようなケースというのが、先

ほど2件ほど御紹介がありましたけれども、その濫用であるというふうに判断した基準というのは、請求時点で、要は目的外使用のような形になっているというふうに判断できるような、要は請求書類のフォーマットというのは、そういう形になっておりますかというのが質問で、要は、何の目的で、この文書の請求を行っているのかというのを請求者に確認をされているのかということ、ちょっとお聞きしたかったです。

### 伊藤担当課長

お答えいたしますが、開示請求を行う際の目的は特に問うておりません。先ほど資料で御説明したとおり、趣味であれ、何であれ、目的を聞かないというのが開示請求の精神というふうに考えております。

### 花田委員

分かりました。

確かにそのとおりだと思えますけれども、今、問題になっているというのは、恐らくその目的と違う形で、要は、個人的な誹謗中傷等でカスタマーハラスメント的に取得されてしまうということが問題となっているということになってくるので、その部分を最低限の目的を書いていただくというような形にしていくということは、今回の御検討の範囲には入らないというふうに考えてよろしいですか。

### 伊藤担当課長

現状入らないというふうに考えています。といいますのも、情報の開示請求は身元確認などを行っておらず、誰が請求者か聞かないというのが大原則でございます。その方の目的が営利ですとか、あるいは職員の誹謗中傷だから、開示決定の内容を変えられるかということ、そういう仕組みになっていないというものでございます。したがって制度上、目的を書く欄というのは全く設けていないということですね。

### 嘉藤副会長

かつて東京都が都民以外の方の請求の場合には理由も、開示の目的を記してくださいという形を取っていましたが、今はそれがなくなっておりますので、ですから制度的には目的を問わないと。誰が請求しても同じ結果になるという前提に立っているというのが現状です。

### 上杉委員

いいですか。戸籍なんかを取るのにやっぱり目的が書いてあるよね。何す

るか。僕はそれを同じで……。

**花田委員**

返していただくとありがたいです。回答の部分。

**村上会長**

どなたの発言が聞こえなかったでしょうか。花田さん。

**花田委員**

市のほうも目的を、そうですね、市のほうの回答がちょっと聞き取りにくかったです。

**伊藤担当課長**

こちらが目的を問えるか否かというお話ですが、聞こえますか。制度上ですね。

**花田委員**

そこを、その部分を。制度上の部分をお聞きしたかったです。

**伊藤担当課長**

制度上は公文書開示請求というものは、誰が請求しても同じ結果になるというのが仕組みになっておりますので、この方は目的が不当なので結果を変えらるというようにはなっておりません。したがって目的を問うたとしても結果は同じになるということになります。

以上です。

**花田委員**

ありがとうございます。

**村上会長**

ありがとうございます。ほかにもございますか。

特に追加の質問や提案はないものと受け止めました。

そうしましたら、3時10分ぐらいまでは、この件について議論したいと思っております。この6ページに記載の主な検討点の(1)の職員の氏名の開示の在り方について、ア、イ、ウと今、提案がありまして、それぞれについて御質問もいただきましたけれども、現状のままでいいのではないか、それから原則開示として例外的に不開示とするという方針がいいのではない

か、それから早川委員からもちょっと補足がありましたが、国などと同等に原則不開示とし、開示する慣行がある場合のみ開示とするという、いずれかのこの3択で検討するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしと発言あり)

ありがとうございます。特に異論がなさそうですので、この3択で検討したいと思いますが、現状どおりとしたいと、現状どおりとすべきだというようにお考えの委員はいらっしゃいますでしょうか。オンラインも含めて。

#### 高本委員

先生がおっしゃった、現状の運用がちょっと私、理解できていない部分があって、現状の運用でどこまで非開示の扱いができるかというのは、資料でいいんですけど、何か頂けるとありがたいなと思いました。

#### 伊藤担当課長

現状職員の氏名を不開示とした事例、現状をまとめたもの。次の会議までにお示しできればと思います。

#### 村上会長

ありがとうございます。そうしますと、やはりそのような情報がないとかなかなか現状どおりとするかどうかという判断も十分な材料がそろわないということになりますので、一旦このテーマについてはここまでとさせていただきます。市から追加の情報などをいただきたいと思います。

この(1)のア、イ、ウの結果によりますけれども、開示、不開示とする基準、それから、不開示とする範囲、これが現状どおりとすると、しなかった場合ですけれども、そういった検討をもしするためにも、こういった情報が欲しい、こういった情報がないと判断ができないというようなものがもしありましたら、御提案いただけると、次の審議がスムーズに進むと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

#### 清水委員

5ページの4の③の原則開示として例外的に不開示している都市が7都市なんですけれども、この例外の場合の基準といいますか、どういう場合に権利利益を害するという基準になっているのかというのをお答えいただけますでしょうか。

### 伊藤担当課長

基本的に若干関連しておりますのが、諮問第244号、第245号の共通資料というのがございます。その中で、今、清水委員がおっしゃられたものに近いものが、恐らく4ページの新潟市の条例があるかなと思います。若干紹介させていただきますが、このように主な検討意見の中で、原則開示なんだけど、例外的に不開示とすると言ってございます。もし仮に、清水委員が資料をいただきたいとの要望であれば、新潟市に照会してどんなふうになっているのか、確認させていただきたいと思います。

### 嘉藤副会長

大体よくあるのが通勤経路ですね。通勤経路が公表されると、自宅が判明してしまいますので、そこまではというようなのは、よくあったりもします。ちょっとその点もお調べいただければと思います。

### 村上会長

なるほど。ありがとうございます。ほかにございますか。  
佐藤委員、お願いします。

### 佐藤委員

4ページ目の「カスタマーハラスメント対策について事業主には雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました」と、多分これはあるのは存じ上げているんですけど、具体的に川崎市でどういう対策を今、何か取っているのか、もしくはこれから取る予定があるのかとかといったことが、資料というか、判断材料があれば。

### 大村部長

東京都なんかは先ほどお話がありましたが、条例という形になっております。川崎市の場合は、実は本日9時に方針、カスタマーハラスメントの方針というのを出したばかりです。やっけていきますよというゴーサイン、キックオフして、来年予算がつきましたので、その予算に基づいて具体的な対策を講じているというような、そんな段階ですね。

### 佐藤委員

じゃあ、具体的にはまだこれからという。

### 大村部長

もともと川崎市というか、不当要求行為という暴力団の方から脅かされたときには、組織として毅然として対応していく、組織で対応していくという不当要求行為に対する対策マニュアルとか、そういうのがあったんですけども、カスタマーハラスメントという視点というのはなかったんですね。

なので、今回はそれを活用しつつ、実際ただ、窓口でどんなことが起きているのかという調査は、具体的にしていません。声は上がってきているんですけど、先ほど委員の方がおっしゃった、何をもってそれをカスタマーハラスメントというのか、何かこの人うるさいから帰ってくださいというのは違うと思うので、安易に使わないためにも、カスタマーハラスメントの方針を立てて、丁寧にやっていくと。

まずはおっしゃっている方のお話を聞く。それでもなかなか御納得してもらえないとか、あるいは先ほどお話があったように、家までついてきちゃうと。そういう事例に発展してきたときには、警察に相談するとか、少し具体的に事例を積み重ねていく。なので、先ほど委員のデータがないのかという話なんですけど、ある意味、職員はあんまりそういう意識で市民の方を性悪説で見てこなかったというか。来たら、誠心誠意受ける、何時間かかろうが対応するとか、そういう姿勢でやっていましたので、そうじゃないこともある、苦しいときは苦しいと言っていいんだよというようなことで、方針というのをつくりました。

これが動き出して、来年1年間、混乱が生じるとは思うんですけど、体制整備もしつつ、こちらのほうとも連携を図っていければ、より実効性が増すのかなと思っております。

以上です。

#### 佐藤委員

今日なんですね、まさしく。発表したのが。

#### 村上会長

丁寧な御説明ありがとうございました。

ほかには、特にもう追加の御質問などはないという認識でよろしいでしょうか。

事務局としては、今後の進め方や予定について、何か意向はありますか。

#### 伊藤担当課長

委員の皆様からいただいた御意見や宿題を整理し、次回会議にて改めて説明させていただければと存じます。

## 村上市長

では、この件は継続審議とさせていただきます、本日の御意見などを踏まえて、事務局で整理をお願いします。また、各委員におかれましては、資料や本日の会議における意見などを踏まえ、各自御検討いただければと思います。

## 4 諮問第245号 大量開示請求等への対応の在り方について

### 村上市長

次の議題（４）の審議事項に入ります。

諮問第245号「大量開示請求等への対応の在り方について」、事務局から概要の説明をお願いします。

### 伊藤担当課長

諮問第245号「大量開示請求等への対応の在り方について」御説明させていただきますので、諮問第245号の資料の2ページを御覧ください。

項番1でございますが、諮問第244号でも御説明したとおり、開示請求がなされた場合は、原則として、公開を前提とした対応を行う必要があります。

一方、近年、行政機関の事務に支障をきたすことなどを目的としたと推察される請求も存在しており、そのような請求が、公文書開示制度の趣旨に沿ったものなのか、あるいは、「請求する権利の濫用」に該当するのか、本市に限らず、問題となっています。

項番2が、本市の現状でございます。

資料3ページを御覧ください。項番3が、他都市や裁判例をまとめたものでございます。

まず、都や他の指定都市の状況でございますが、詳細は別紙1にお示しのとおりですが、大量開示請求等に対し、条例に明記したり、基準などを策定し、大量開示請求等に対応している自治体もございます。

また、裁判例でございますが、公文書開示請求が権利濫用に当たるか否かに関する主なものは、詳細は別紙2にお示しのとおりですが、概要を御説明しますと、

まず、大量の文書の開示請求等があったことのみで権利濫用とすることはできない、としつつ、一方で、開示請求が、常に例外なしに無制限に認められるというわけではない、ともした上で、権利の濫用として許されない場合に当たるとの判断は慎重であることを要し、権利濫用として請求を拒否するには、一定の手順を踏み、その請求が、行政の事務に支障をきたすことが目

的であるといえることが必要である、とする傾向があると言えます。

資料4ページを御覧ください。項番4は、委員の皆様にご覧いただきたい主な検討点を挙げさせていただきました。

(1)でございますが、大きな論点として、いかなる請求行為を対象とするか、でございます。

(2)でございますが、対象とすべき請求行為の基準・目安を明確とするか否か、でございます。

(3)でございますが、対象行為に該当する請求があった場合の対応手順でございます。

(4)でございますが、対応手順をいかなる形式で定めるか、でございます。

最後に(5)でございますが、保有個人情報開示請求の取扱いについても、同様に御検討いただければと存じます。

#### 村上会長

ただ今、説明いただきました諮問事項について、御意見や御提案、あるいは、質問など、委員の皆様、いかがでしょうか。

#### 上杉委員

いいですか。そもそも大量開示というのは、どういうことをいうんですか。

#### 村上会長

大量に情報の開示を請求することをいいます。

#### 上杉委員

それはどの情報ですか。

#### 村上会長

市が保有している情報ですね。

#### 上杉委員

だから具体的となると全然僕はぴんと来ない。

#### 伊藤担当課長

極端な例を挙げれば市が保有している文書を全部出してくださいと。

#### 上杉委員

全部出せ、それはおかしいよね。

#### 村上会長

そういう案件もございます。

#### 上杉委員

だから、さっきも言ったけど、目的なんですよ。何で必要なのかというのが一番大事ですよ。さっきも流されちゃったんだけど、絶対それはメインですよ。あんた何のために、だって、あんた何のために区役所に来てね、戸籍謄本を取るという話じゃないですか。それが一番大事じゃないですか。基本の基ですよ、これは。いろはのいですよ。

#### 早川委員

よろしいですか。目的が重要だという御見解はよく分かるんですけども、情報公開の考え方は、どんな目的、例えば市長を失脚させたいという目的であっても見せなければいけないという考え方なんです。それを失脚させるかどうかについては、その開示された文書についてみんなが判断することであって、その目的によって見せる、見せないの判断を変えてはいけませんというのが一番根底にあるんですね。それが行政が市民に対して説明する責任をちゃんと負っているんですよ。どんな目的で来ようが、それに対して差はつけませんという考え方が一番の基本で……。

#### 上杉委員

いや、例えばね、国を滅ぼす目的なんてあるじゃないですか。それは目的ですよ。それと同じじゃないですか。

#### 早川委員

全然問題ないです。

#### 上杉委員

それはおかしいでしょう。

#### 早川委員

ただ目的は、じゃあ、それを書いてくださいと言っても、書くかという話になるんですね。

#### 上杉委員

だから書かなかったら駄目ですよ。

#### 早川委員

幾らでも隠せるので、私は国を滅ぼす目的で国に対して情報公開請求しますと書いた人をはじいたとしても、その人が書かなければ結局見られてしまうわけですので、結局目的を書かせるということに意味はそれほどないというか、隠せるので。別の目的を書けばいいので。

#### 上杉委員

だって、目的があって、結果があるわけでしょう。目的と違う結果はないじゃないですか。

#### 早川委員

いや、請求文書に国の情報を知りたいからと書けば何でも見られるわけですよ。目的を書かせるとしても。

#### 上杉委員

それは何を知りたいんですか。いっぱいあるじゃない。

#### 早川委員

ですので、多分国の防衛について知りたいと書いて、それが実は国を転覆させるために、自衛隊の配置状態を知りたいのを隠していても結局請求できてしまうわけで、目的の請求……。

#### 上杉委員

そんなの知らせるわけにいかないじゃないですか。

#### 早川委員

なので、もちろん不開示情報にはなりますけれども、請求段階で目的を聞くことにあまり意味がないと、聞いてもしようがないという考え方が基本にあるわけですね。実際にそういった悪意を持っている人に見せるべきではないというのは、考え方としてはもちろんそうなんですけれども、それを確認できますかというところでいくと、そこを確認するすべはないので、目的を確認するというのには意味がないということで考えられています。

#### 上杉委員

ちょっと僕には分からないな。

### 早川委員

なるほど、はい。

### 嘉藤副会長

結局目的で制限してしまうと入り口でもう狭まってしまいますので、行政の情報を出すという目的の……。

### 上杉委員

世の中のためというのが一番大事なんですよ。世の中のため。自分のためではなくて世の中のため。

### 嘉藤副会長

そこで入り口の段階では、誰も見られる状況にしておくというのが狙いであるということですね。そこで行政にとって不都合、不都合という言い方は正しくないんですけども、守るべきものがあるときには、それは不開示にするという形の出口で抑えるという形を取っているのが今の制度になっているというところで、先ほどの個人情報もそうですけれども、という形を取っているということですね。

### 吉倉委員

すみません。大量の具体的な例を教えてくださいたいんです。先ほど全部と言われて……。

### 伊藤担当課長

極端な一例として分かりやすくお話をした。

### 吉倉委員

大量かどうかは結果だとは思っていて、大量を目的されているみたいなことをおっしゃっていますけど、その例をもうちょっと具体的に教えてくださいたい。

### 伊藤担当課長

例えば資料2ページに本市の現状というのがございます。(1)令和5年・6年度に、60回、保有個人情報の開示請求を含めるとは既に100回、中には枚数が1万枚を超えるものが、既に開示した文書を対象としたものもあったという内容ですが、これは自身に関する情報というのを開示請求され

て。

**吉倉委員**

自分の情報です。基本開示されます。

**伊藤担当課長**

そうですね。それを何度も何度も行った事例でございます。

**吉倉委員**

その回数が大量というのと、枚数が大量というのを両方合わせて大量と。

**伊藤担当課長**

二つ合わせたわけではないんですが、片方だけでもいいんですけれども、2の(1)の事例は、そういう事例ではございます。

(2)に関しましては、二つ書いてございます。1個は7万枚というのは、こちらが工事関係、昔の工事関係書類を全部出してくださいというような話でございました。工事です。

次の後段、既に開示した文書というのは同じ契約文書だと思いますが、それに対して何度も何度も同じような請求が出されたケースです。請求がされますと、行政は行政処分という決定に持っていく必要がございます。それが正直負担になっているかなというところがあります。前に同じことをやっているのにとということですね。

**吉倉委員**

同じ文書の開示、短い期間の中での開示であっても何度でもやらないといけないというのがルールですか。

**伊藤担当課長**

ルールです。今のところはそうなります。

疑問を抱えつつ、各職場、文書を所管してる部署では、制度を御理解いただいて御対応いただいているという状況でございます。

**吉倉委員**

ありがとうございます。

**中島委員**

念のためいいですか。同じ請求者から同じ情報を開示してくださいという

のが何回も来るんですか。

**伊藤担当課長**

そのとおりです。

**中島委員**

そんなのはこれ1回出しているから、同じ文書は駄目ですよと、1回目に出すときに、何か通知みたいなのは、そういうような。

**伊藤担当課長**

一般的に、一回出したら2回目以降は駄目ですよというふうなお話はしていないんですよ。

**中島委員**

でも今後の話として、それは別にやってもいいですよ。

**伊藤担当課長**

やってみることはいいかと思えますけれども、請求をされると応えざるを得ないというのが制度になります。

**中島委員**

それは変えられないですか。

**伊藤担当課長**

現状それはできないというお話を……。

**村上会長**

それで、今回の議論になっているというわけです。

ほかに御質問や提案のある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

**高本委員**

私も新聞社で働いていて、過去を振り返ると、昔、県議の政務調査費問題というのが給与と別に1か月、53万ぐらい支給されていて、過去3年間どう使われてきたのかというのを調べました。報道各社でもう請求して、全部関連資料を出させて、結果、もう段ボール一箱くらいになったんです。そのときに議会事務局の方とかに聞いたときに、もう泣きそうな顔でお仕事をされていました。非公開にすべき部分はマスキングしたりとか、1枚1枚です

ね。黒塗りしてというのをやって、それを間違えなくチェックしようとか、相当な負担がかかっているのかなと思います。

現場職員の方には申し訳なさはあるんですけど、ただ一方では、それによって適正な公費の使われ方というか、議員の方の活動をチェックするというのは、社会的に必要だと思います。情報公開の大量請求と言われれば大量請求かもしれないですけど、目的としては、報道活動の一環でやっていたということなんです。だから、その辺を量で一律に判断する対応が良いのかどうか、は今後、この辺りを何か詰めていければいいかなとは思っています。

一方で、だからこそ、例えば、政務調査費に関していえば、そもそもそんなものは最初から全面公開しておけばいいんじゃないかという方向性にもっていくことも必要かと思います。職員の方の負荷を減らしていくためにも、そこをオープンで出していっちゃうというものも、併せて進めていくような、ここに行けば多分市民の方にとっても非常に意義のある見直しになるかなという感じもしています。そういう観点でも何か議論ができるといいかなと思います。

#### 村上会長

ありがとうございます。ほかに御質問、御提案のある方はいらっしゃいますか。

佐藤委員、お願いします。

#### 佐藤委員

私も大量というのは、何枚からいうんだらうというのがよく分からなくて、結局大量かどうかというのは、多分職員の業務負担とか、そういったところに関わってくることなので、その部署によったりだとか、内容、マスキングの量によって違うということになるので、正直その規模、何枚以上だと大量だというのが全く決められないなと思っていたので、どういうふうに議論するのかというのがちょっといまいち分からないんですけど、一応、別の方法から考えてみると、手数料を増やすとか、そういったところは考えられないんでしょうか。何枚以上だったら幾らとか、多分今、無料だと思うんですけど。

#### 伊藤担当課長

お話しして大丈夫ですか。

#### 村上会長

お願いします。

### 伊藤担当課長

料金関係のお話をさせていただきますと、現状は実費をいただいております。したがって、例えば紙の文書であれば、1面につき10円、裏表があれば20円ということで、1面につき10円いただいております。電子データであればCD-ROMで入るものであれば、CD-ROM代100円、カラーコピーが30円というふうの実費はいただいておりますが、いわゆる職員の作業代といいますか、手数料というものはいただいております。

確かに料金というお話もよく分かりますが、なかなかそうですね。

### 佐藤委員

多分条例を変えなきゃいけないし、何枚以上で幾らにするんだみたいな、そういうものも議論しなきゃいけないし、多分営利団体じゃないとねみたいなところもあるかもしれない。

### 伊藤担当課長

今回、すみません、諮問させていただいた内容は、権利濫用するものと、1回出したものだからというお話ですので、そういったはっきり濫用するような方に対する対応策のお話で、通常の利用の方まで影響を及ぼすような料金体系がなかなか難しいのかなというふうには考えております。

### 早川委員

すみません。

### 村上会長

早川委員、お願いします。

### 早川委員

今、情報公開条例でいうと公文書の開示に関する手数料は無料で、写しの交付の金額のお話……。

### 伊藤担当課長

そういうことです。紙代やCD-ROMを実費で頂戴しています。

### 早川委員

ですので、開示の請求をして、閲覧に行きますと言えば無料でおしまいです、という理解で。

## 伊藤担当課長

そうです。閲覧であれば無料です。

## 嘉藤副会長

もちろんマスクングしますので、原本を1回プリントアウトした上で、マスクング処理して、それをまたコピーするんですね。ということで、実際には10円以上の費用は発生しています。閲覧も当然そういう費用は発生しているんですが、無料になるという形ですね。そのバランスというのは、やっぱり考える必要があると思いますし、閲覧を有料にしたという自治体もあります。そういう実情も踏まえて、実費だという考え方なんですけれども、というところも踏まえて現状でどこまでできるか、限界があるかというのは、恐らくもうちょっとお示しいただく必要があるんだろうなというふうに思います。それは今後引き続き、検討事項にさせていただければと思います。

## 村上会長

ありがとうございます。

早川委員、お願いします。

## 早川委員

すみません、では4ページ目の主な検討点については、私なりの考え方を述べさせていただきます。

まず、(1)の大量かどうかについては今までも議論があったように、分量の問題ではないと思います。海外の例でいえば、エプスタイン文書、とんでもない分量ですけれども、分量が多いから開示しないほうがいいかという議論にはならないはずだと思いますし、国内の例でいえば、森友学園問題に関する赤木文書もとんでもない分量がようやく公開されつつありますが、あれも分量が多いからという議論には恐らくならないというふうに考えます。

ただ、この大量の請求というのは、一番のポイントは、今回参考で出している判決の中に幾つかありますけれども、開示請求書の補正に応じるかどうか。補正というのは、書いてある内容が市役所の文書全部と書いてあったときに、役所の側が、いや全部じゃなくてどういった文書が見たいんですかと聞いて、いや実は建築関係の書類なんだ、だったらその建築課の何々の文書というのがいいですねとか、その建築課の中のどの建築が見たい、駅前の再開発が見たいんだ、ならばそういうふうに書いていただいたほうが、市役所の文書を全部じゃなくって、書き方を変えたほうが見たい文書がちゃんと見られますよというのを、交渉するのを補正という言い方をするんですけど、その直してくださいというのを市役所の側がしっかり言って、それで

もその言っている内容が正当であるにもかかわらず、相手方が全く聞かないで、全部と言ったら全部なんだみたいなことになったときには、それはさすがにもうその請求を受けることができませんよねという範囲内はありだと思っ  
ていますけれども、分量の問題ではやはりなくて、その補正に応じるどうかという部分が非常に大きなポイントになっている。

また、過去の裁判例なんかでも結構補正を頑張ったんだけど、どうしても聞いてくれない。このままだと5万枚を出さなきゃいけなくなってしまうというときに、さすがにそれには応えなくても違法にはならないでしょうという判断が出ているのが多いように思っています。

あと同一の文書に対して繰り返し行う開示請求なんですけれども、先ほども出てきたように目的を問わないということと、あと一度開示してしまうと、手間は見せるだけになるので、要は墨塗りは終わっているわけですから、その場で閲覧に供する、あるいはコピーをくれというなら、コピーを取って渡す。コピー代は有料になりますし、ということである、回数で制限するということは、私はあまり意味がないのかなというような気が、もちろん手間がかかるのは間違いないんですが、1回目の請求に対する手間と、2回目の請求に対する手間では、格段に違うはずだと思います。

また、これをじゃあ何で何遍も見るとはということに関しては、それはまた内心の問題、目的に踏み入ることにもなっていくしますので、回数での制限は難しい。あと、よその例で、同じ文書だと思って請求したら違ったというのもあるんですよ。実は行政の側で書換えが途中で行われていたりとか、そういったことをチェックするという意味合いでいうと、同じ文書ですよと言われても実は違っているということがあったりするので、そういった点を確認するという点でいえば、回数制限というのは、ちょっと権利制限としては、し過ぎになのかなという気もしないではないです。

そんなところかな。ちょっと今、思いつくのはそれくらいです。

## 嘉藤副会長

今、私が先ほどお話しした内容にほとんど早川先生がお答えいただいたかと思うんですけど、すごく大量に、包括的な請求、ここの部署全部とかいうときに、もう少し絞ってくださいという補正というのはよくありまして、補正し切れなかったときに、対象文書が特定されていないという形で却下するという運用もあったりするんですが、やっぱりそれも限界が多分あるんだということになると思いますので、その点ちょっとお示し、次回までにしていただくことが重要かなと思います。

また、判決文の要素ですね。要素をもうちょっと抽出していただいて、こういった要素で判断できるのではないかというふうな形で御提案いただけ

ばと思いますし、他都市の事例も多分そことひもづいていると思いますので、そこが視覚的に分かるようにしていただけると、より議論しやすくなるかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### 村上会長

ありがとうございます。ほかにございますか。大丈夫ですかね。

私から1点事務局にお願いですが、他都市でいろいろ基準などが定められているところがあると、資料に記載いただけていますが、具体的には基準がどんな中身なのかが、資料から見てとれませんでしたので、次回までにそういった資料を用意いただけると大変助かります。

ほかには特に御質問などはないということですのでよろしいでしょうか。

#### 上杉委員

すみません。この2ページの本市の現状の(2)その一部は既に開示している文書と重複や既に開示した文書を対象と書いてあるんですけど、これについては、請求しちゃっていいんですか。同じものを。

#### 村上会長

請求可能です。

#### 上杉委員

本人に、だから渡しているわけだよね。また同じものが来ちゃうわけですか。

#### 伊藤担当課長

はい。

#### 上杉委員

分からねえな。結局これ特定の人でしょう、多分。

#### 伊藤担当課長

そのとおりです。

#### 上杉委員

そうだよな。

#### 伊藤担当課長

当然通常どおり対応させていただきます。

**上杉委員**

こんな特性の人は対応しなければいいんですよ。

**伊藤担当課長**

それはできないんです。

**村上会長**

知る権利がその方にもあるので、それは難しいですね。

ほかにございますでしょうか。特にないですかね。

事務局としては、今後の進め方や予定について、何か意向はありますか。

**伊藤担当課長**

さきほど御説明しましたとおり、複数の裁判例もあり、また、他の自治体での実績や基準・マニュアルもいくつかあり、一定程度の情報や実績の蓄積はあるものと考えております。委員の皆様からいただいた御意見や宿題を整理し、事務局でたたき台を作成し、それを基に、次回、議論いただくという選択肢もあろうかと考えております。

**村上会長**

ありがとうございます。

**上杉委員**

すみません、基本的なことで分からないんですけど、これ例えば、熊本の人が川崎の情報を知りたいというのはオーケーなんだね。

**伊藤担当課長**

はい。

**上杉委員**

オーケーですよ。

**伊藤担当課長**

オーケーです。

**上杉委員**

何のためにかね。

**伊藤担当課長**

川崎にある情報が知りたいという方は、結構いらっしゃいます。熊本ではないんですけど、ほかの自治体から川崎にというのは結構あります。

**上杉委員**

川崎が住みよいからそっちに移るとかと、そんな話かな。

**村上会長**

そこはちょっと分からない。

**伊藤担当課長**

そこはいろいろな目的があろうかと思います。

**早川委員**

ちょっとよろしいですか。

**村上会長**

早川委員、お願いします。

**早川委員**

川崎がいい街かどうかを知りたくて転居したいという方もいらっしゃるかもしれませんが、全国あちこちでされるケースは、いろいろなんです。例えば市の子育て制度について調べたいというので、いろんな市の子育てについての情報公開請求をして比べてみたいという方がいらっしゃったりもしますので、必ずしも市民に限られず、いろんな方がいらっしゃると思います。

**上杉委員**

分かりました。ありがとう。

**村上会長**

では、この件も継続審議とさせていただき、次回会議において、本日の御意見などを踏まえて、事務局案をお示しいただくということにしたいと思います。

**高本委員**

すみません、また次回でも一応この結論を出すという、そんな感じでイメージしてよろしいですか。

**村上会長**

イメージとしてはそのつもりではいますけれども、やはり皆さんの意見をよく踏まえて検討したいと思っていますので、次回絶対にとかということではございません。

**高本委員**

分かりました。

**村上会長**

ほかに何か。

**中島委員**

新たに疑問とか質問したいことがあったら、次回前に事務局のほうにしてもいいですか。

**伊藤担当課長**

大丈夫です。こちらで連絡させていただいているメールに返信する形で送っていただければ、大丈夫かと思えます。

**村上会長**

では、その方向でお願いします。

ほかは特に。オンラインの方は何かありますか。聞こえていなかったでしょうか。

**花田委員**

特にありません。大丈夫です。

**村上会長**

ありがとうございます。

次に、（５）その他として何かありますか。

**伊藤担当課長**

特にありません。事務局から事務連絡がございます。

## 桐生課長補佐

それでは、事務連絡をさせていただきます。

次回でございますが、5月19日14時から開催させていただきます。また、次々回は7月28日10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、およそ1か月後を目途に、議事録の御確認をお願いしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

## 村上会長

それでは、本日の情報公開運営審議会を閉会いたします。